

今後 2 年間の審議予定案件について

環境政策部会・気候変動部会・自然環境部会（環境首都課）	1
生活環境部会（環境指導課、環境管理課）	5
鳥獣部会（鳥獣対策・ふるさと創造課）	7
温泉部会（薬務課）	11

第3次徳島県環境基本計画の点検・評価

1 概要

徳島県環境基本条例第10条の規定に基づく「徳島県環境基本計画」は、「人と自然との共生」「持続的発展が可能な社会の構築」「地球環境保全に向けた地域の取組」という3つの基本理念のもと、本県の環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を定めたもの。

2 現計画の概要

【基本コンセプト】 「脱炭素社会を徳島から実現！」

【目指すべき環境の将来像】 ”健全で豊かな環境を守り、育み、魅力を発信！

「住んでみたい・ずっと住み続けたい徳島」へ”

【重点戦略】

- ①気候変動に適応した持続可能な社会づくり
- ②環境に配慮したエシカルな暮らしづくり
- ③自然・水素エネルギーを活用した脱炭素型のまちづくり
- ④生物多様性が保全・継承されたふるさとづくり

【主要取組】

- 1 気候変動適応とくしま
- 2 エシカルで環境対策
- 3 地域に根ざす自然・水素エネルギー
- 4 好循環社会とくしま
- 5 癒やしの郷とくしま
- 6 みんなでつくる環境首都

3 計画期間

2019（令和元年度）から2023（令和5年度）までの5年間

4 点検・評価スケジュール

令和2年度（令和元年度実績）進捗点検

～令和2年12月 環境対策推進本部による計画の定期的な点検・評価

令和3年1月末予定 環境審議会環境政策部会による意見・提言

令和3年2月 令和2年度徳島県環境白書公表

〃 県ホームページに計画の進捗状況公表

令和3年度（令和2年度実績）進捗点検

～令和3年10月 環境対策推進本部による計画の定期的な点検・評価

令和3年11月末予定 環境審議会環境政策部会による意見・提言

令和3年12月 令和3年度徳島県環境白書公表

〃 県ホームページに計画の進捗状況公表

○「徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）」の進捗管理、見直し

1 概要

令和2年3年に策定した「徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）」は、2030年度に2013年度比温室効果ガス排出50%削減の目標に向け、進捗状況を点検・評価し、PDCAサイクルに沿った進捗管理を行うこととされているため、指標の進捗状況の進捗管理を行っている。

2 内容

庁内各部局で構成する「環境対策推進本部」を通じて取りまとめた指標の進捗状況や新たな知見・情報等を元に、進捗状況の点検・評価、必要に応じた見直し等を行う。

3 スケジュール（予定）

令和2年11月 進捗状況の点検・評価、見直し

（2017年度温室効果ガス排出量実績及び2019年度評価指標実績に基づく）

令和3年秋 進捗状況の点検・評価、見直し

（2018年度温室効果ガス排出量実績及び2020年度評価指標実績に基づく）

○「徳島県気候変動適応戦略」の進捗管理、見直し

1 概要

平成28年度に策定した「徳島県気候変動適応戦略」は、「気候変動部会」において進捗状況を点検・評価し、PDCAサイクルに沿った進捗管理を行うこととされているため、指標の進捗状況の進捗管理を行う。

また、気候変動の影響に関する新たな知見や情報等の収集し、必要に応じて、見直しを行うこととされているため、所要の見直しを行う。

2 内容

庁内各部署で構成する「環境対策推進本部」を通じて取りまとめた指標の進捗状況や新たな知見・情報等を元に、進捗状況の点検・評価、必要に応じた見直し等を行う。

3 スケジュール（予定）

令和2年11月	進捗状況の点検・評価、見直し（令和元年度実績に基づく）
令和3年秋	同上（令和2年度実績に基づく）

○「徳島県気候変動適応戦略」の改定

1 概要

現行の「徳島県気候変動適応戦略」の計画期間は平成28年度から令和2年度までの5年間であることから、令和2年度中に名称を「徳島県気候変動対策推進計画（適応編）」に変更し、改定を行う。なお、計画期間は緩和編の計画終期とあわせ、3年間とする。

2 内容

庁内各部署の意見を聴取して取りまとめる改定素案を元に、令和3年度以降における本県の気候変動への適応に関する施策の方向性としてふさわしい内容に改定する。

3 スケジュール（予定）

令和2年11月	県から環境審議会へ諮問、素案の審議 11月県議会で素案の審議
令和2年12月	パブリックコメント
令和3年1月	答申案の審議
令和3年2月	2月県議会で最終案報告
令和3年3月	改定

1 概要

「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」や「生物多様性とくしま戦略2018-2023」に基づき、各種事業の検討を行う。

2 検討事項

(1) 「とくしま生態系レッドリスト（仮称）」の公表

県内における特に貴重な生態系について情報発信を行うため、公表する内容について確認する。

(2) 「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」の公表

外来種による生態系への影響について、周知・啓発を行うために公表すべき内容について検討を行う。

(3) オヤニラミ回復事業実施計画の策定

平成28年度に策定したオヤニラミ回復事業計画に基づき、具体的な目標を定めた実施計画の策定を行う。

(4) 「徳島県版レッドリスト」改定

「徳島県版レッドリスト」のうち、「鳥類」及び「哺乳類」について検討を行う。

3 スケジュール（案）

令和2年度 「とくしま生態系レッドリスト（仮称）」の公表

オヤニラミ回復事業実施計画の策定

令和3年度 「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」の公表

「徳島県版レッドリスト」の一部改定

第五期徳島県廃棄物処理計画の策定

1 計画の趣旨

環境大臣が定める「基本方針」に基づき、県内における廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化をはじめ適正処理を図るための具体的な計画を策定するもの。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間
(現計画：平成28年度から令和2年度までの5年間)

3 基本方針

「循環型社会」の構築を目指し、廃棄物に係る3R（発生抑制・再使用・再生利用）や適正処分などを県民、事業者、市町村及び県が一体となって推進する。

4 計画の概要

「一般廃棄物実態調査（毎年度実施）」、「産業廃棄物実態調査（令和元年度実施）」等のデータに基づき、第四期計画の点検評価を踏まえて、廃棄物処理の中期的な施策の方向性を定める。

5 計画への記載事項

- (1) 廃棄物の種類ごとの発生量及び処理量の見込み
- (2) 廃棄物の減量など適正処理の目標値
- (3) 廃棄物の減量など適正処理に関する基本的事項
- (4) 廃棄物処理体制の確保に関する事項
- (5) 非常災害時における(3)及び(4)に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

6 スケジュール

令和2年11月下旬	11月議会へ報告（骨子）
12月上旬	環境審議会諮問
令和3年1月下旬	環境審議会生活環境部会（素案） 市町村意見聴取 パブコメ
2月下旬	2月議会へ報告（案）
3月下旬	環境審議会生活環境部会（案） 環境審議会答申 策定

「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」の策定

1 概要

水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、徳島県は、管轄する区域の公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視する義務があり、同法第16条の規定に基づき、毎年、国及び地方公共団体と測定の調整を図り、次年度の「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」（以下「測定計画」という。）を策定している。（測定計画の策定については、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。）

2 測定計画の概要

(1) 測定項目

pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、DO(溶存酸素量)など、環境基準項目及び要監視項目

(2) 測定地点

河川：主要18河川を含む38河川

海域：県内全海域(9海域)

地下水：県内約50地点

(3) 測定方法

国の定める方法(昭和46年環境庁告示第59号など)

(4) その他必要な事項(測定回数など)

3 測定計画策定の流れ

○各関係機関へ、次年度の実施予定を照会(9月)

↓

○照会結果のとりまとめ(10月～11月)

↓

○とりまとめを基に、「測定計画(原案)」の作成・関係機関との協議(12月)

↓

○環境審議会において、「測定計画(案)」の審議(1月(下旬)～2月(初旬))

○ 「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画」の策定

1 概要

現行の「第12次徳島県鳥獣保護管理事業計画」の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間であることから、鳥獣保護管理法第4条の規定に基づき、同法第3条に基づき国が策定する「基本指針」に即して、令和4年度からの新たな計画期間に向け、「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画」の策定を進める。

2 内容

- ・鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項
- ・鳥獣の人工増殖及び放獣等に関する事項
- ・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵等の許可に関する事項
- ・特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項
- ・特定計画の策定に関する事項
- ・鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ・鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- ・その他

3 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）まで（5年間）
（現計画：平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）まで）

4 スケジュール

令和3年10月	県から環境審議会へ諮問，鳥獣部会へ付議 鳥獣部会の開催（素案）
12月	パブリックコメントの実施
令和4年 1月	鳥獣部会の開催（答申案） 環境審議会から県へ答申
4月	計画策定

○ 「第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画」の策定

1 概要

現行の「第4期徳島県ニホンジカ適正管理計画」の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間であることから、鳥獣保護管理法第7条第2項の規定に基づき、令和4年度からの新たな計画期間に向け、「第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画」の策定を進める。

2 内容

生息数が著しく増加及び、生息範囲が拡大しているニホンジカについて、生息状況を勘案し、農林業被害や自然生態系への影響を軽減化するため、科学的知見に基づき管理目標を設定するもの。

3 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）まで（5年間）
（現計画：平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）まで）

4 スケジュール

令和3年	8月	徳島県ニホンジカ管理計画検討委員会（仮称）で素案を検討
	10月	県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議 鳥獣部会の開催（素案）
	12月	パブリックコメントの実施
令和4年	1月	鳥獣部会の開催（答申案） 環境審議会から県へ答申
	4月	計画策定

○ 「第5期徳島県イノシシ適正管理計画」の策定

1 概要

現行の「第4期徳島県イノシシ適正管理計画」の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間であることから、鳥獣保護管理法第7条第2項の規定に基づき、令和4年度からの新たな計画期間に向け、「第5期徳島県イノシシ適正管理計画」の策定を進める。

2 内容

生息数が著しく増加及び、生息範囲が拡大しているイノシシについて、生息状況を勘案し、農林業被害や自然生態系への影響を軽減化するため、科学的知見に基づき管理目標を設定するもの。

3 計画期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)まで(5年間)
(現計画:平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)まで)

4 スケジュール

令和3年	8月	徳島県イノシシ管理計画検討委員会(仮称)で素案を検討
	10月	県から環境審議会へ諮問, 鳥獣部会へ付議 鳥獣部会の開催(素案)
	12月	パブリックコメントの実施
令和4年	1月	鳥獣部会の開催(答申案) 環境審議会から県へ答申
	4月	計画策定

○ 「第3期徳島県ニホンザル適正管理計画」の策定

1 概要

現行の「第2期徳島県ニホンザル適正管理計画」の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間であることから、鳥獣保護管理法第7条第2項の規定に基づき、令和4年度からの新たな計画期間に向け、「第3期徳島県ニホンザル適正管理計画」の策定を進める。

2 内容

生息範囲が拡大傾向にあるニホンザルについて、被害状況及び生息状況を勘案し、生活被害及び農作物被害を防止するため、科学的知見に基づき、生息数の適正な水準への減少と、生息地の適正な範囲への縮小を図るもの。

3 計画期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)まで(5年間)
(現計画:平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)まで)

4 スケジュール

- 令和3年 8月 徳島県ニホンザル管理計画検討委員会(仮称)で素案を検討
10月 県から環境審議会へ諮問, 鳥獣部会へ付議
鳥獣部会の開催(素案)
12月 パブリックコメントの実施
令和4年 1月 鳥獣部会の開催(答申案)
環境審議会から県へ答申
4月 計画策定

○ 鳥獣保護区特別保護地区の再指定

1 目的

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保全を図るため特に必要があると認められる区域について、「第12次徳島県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うもの。

2 内容

石井・月の宮鳥獣保護区特別保護地区(21ha)の再指定

3 指定期間

令和3年(2021年)11月1日から令和13年(2031年)10月31日まで(10年間)
(現指定期間:平成23年(2011年)11月1日から令和3年(2021年度)10月31日まで)

4 スケジュール

- 令和3年 5月 再指定予定地の現地調査等
6月 公聴会
7月 県から環境審議会へ諮問, 鳥獣部会へ付議
鳥獣部会の開催
8月 環境審議会から県へ答申
11月 再指定

◎ 温泉法にかかる掘削等許可における諮問について

1. 概要

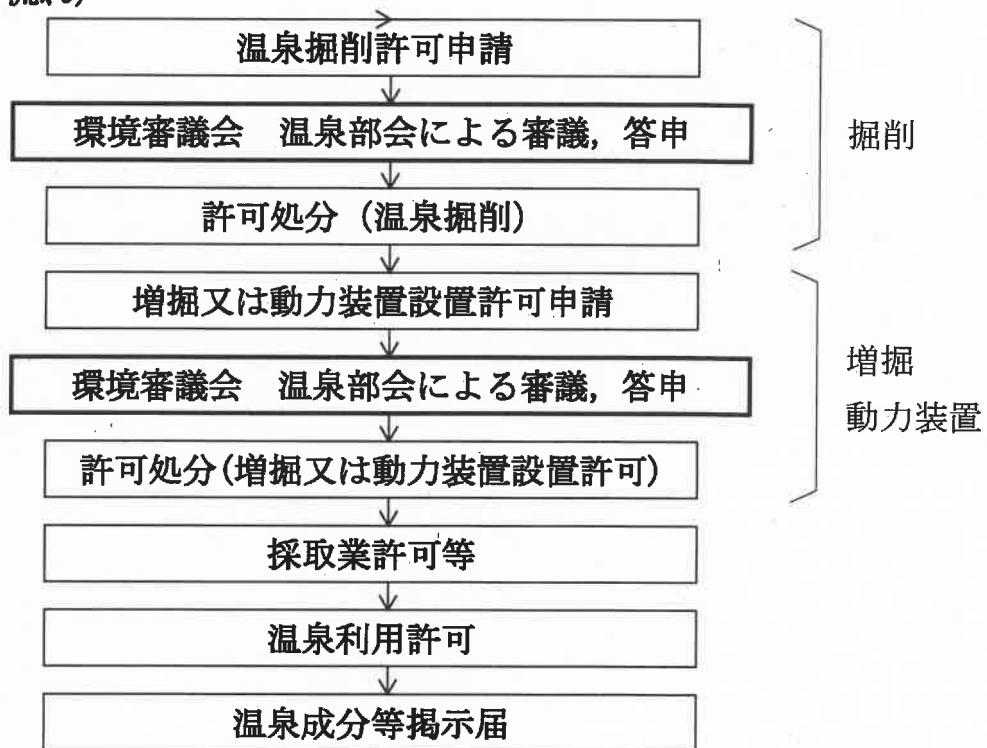
温泉法第32条（審議会その他の合議制の機関への諮問）により、

- ① 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する場合
- ② 温泉のゆう出路を増掘，又は動力を装置しようとする場合
- ③ ①，②の許可を取り消す場合
- ④ 温泉源を保護するため，温泉の採取の制限を命ずる場合に，審議会へ意見を聴かなければならないと規定されている。

2. 内容（審議会への答申等）

温泉がゆう出すると推測される場所によっては，既に，許可を得ている近傍地点での掘削も懸念され，温泉法の第一の目的である「温泉資源の保護」のため，新規掘削の影響が既存温泉に大きな影響を及ぼさないか，県環境審議会（温泉部会）の答申を得て許可等の手続を行っている。

（許可の流れ）



3. 今後のスケジュール

申請された際に，県から環境審議会へ諮問する。

（参考：過去2年間の状況）

件数 / 年度	H30年度	R1年度
掘削許可	1	0
動力装置設置許可	0	1